

国の負担で学校給食費の無償化を求める意見書

２００５（平成１７）年に食育基本法が制定されたことを踏まえた２００８（平成２０）年の学校給食法の改正により、同法の目的に学校における食育の推進が規定され、その充実を図ることが求められている。学校給食法第２条に定める学校給食の目標の達成に向け、学校では給食を通じた食育が行われてきた。その意義は大きく、教科学習とともに学校教育の大きな柱となっている。

２０１８（平成３０）年度学校給食実施状況等調査によると、全国平均で小学校が年間に４７，７７３円、中学校が５４，３５１円と、教材費や制服、体操着、学用品、修学旅行積立金等の学校関連費の家庭負担の中でも、給食費の負担が大きい状況である。当初は自己負担が求められていた教科書については、教科書無償措置法等により無償化された。学校給食費についても、義務教育段階においては教科書と同様に無償化させ、家計負担を軽減させることが必要である。

２０１７（平成２９）年度「学校給食費の無償化等の実施状況」及び「完全給食の実施状況」の調査結果によると、１，７４０自治体のうち何らかの形で無償化や一部補助を実施しているのは、５０６自治体であり、そのうち小学校と中学校ともに無償化しているのは７６自治体にとどまる。財政余力が十分でなく無償化の実施が困難な自治体も多い中、義務教育の家庭の費用負担で自治体間格差が生じることは問題である。

よって、本市議会は政府に対し、学校給食費無償化を推進するため、国の負担で給食費無償を制度化するよう強く求めるものである。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和５年６月３０日

池田市議会